

○専修大学専門職大学院学則

平成16年4月1日
制定

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 組織及び教員組織（第7条—第12条）
- 第3章 運営委員会及び教授会（第13条・第14条）
- 第4章 学年、学期及び休業日（第15条—第17条）
- 第5章 標準修業年限、修了要件、進級要件、在学年数満了退学要件及び在学年限（第18条—第21条）
- 第6章 入学（第22条—第26条）
- 第7章 教育内容、方法等（第27条—第39条）
- 第8章 休学及び復学、留学、退学及び再入学並びに除籍及び復籍（第40条—第45条の2）
- 第9章 修了及び学位（第46条・第47条）
- 第10章 賞罰（第48条・第49条）
- 第11章 科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第50条—第53条）
- 第12章 入学検定料並びに入学金、授業料その他の学費（第54条—第59条）
- 第13章 奨学生制度（第60条）
- 第14章 改廃及び細則（第61条・第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 専修大学専門職大学院（以下「本大学院」という。）は、専修大学の21世紀ビジョンとしての「社会知性」（Socio-Intelligence）の開発を具現化するため、及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者を養成するため、学術の理論及び応用を教授研究し、もって人類文化の発展に寄与することを目的とする。

（専門職大学院の教育組織）

第2条 本大学院に、専門職学位課程を有する教育研究上の組織として法務研究科（法科大学院）法務専攻（以下「法科大学院」という。）を置く。

（法科大学院）

第3条 法科大学院は、自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第4条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第5条 本大学院は、教育組織の設置の目的に照らし、各教育組織の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年ごとに、認証評価機関の認証評価を受ける。

2 前項の認証評価に関する事項については、別に定める。

(情報公開)

第6条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物及びホームページの開設その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開し、及びこれを提供するものとする。

第2章 組織及び教員組織

(入学定員等)

第7条 法科大学院の入学定員は、28人とし、収容定員を84人とする。

(専門職大学院教育組織の長)

第8条 法科大学院に、院長及び副院長を置く。

(専任教員)

第9条 専任教員は、教授、准教授、講師及び助教（これらの専任教員には、一定数の実務家教員を含む。）をもって構成する。

2 実務家教員の任用等については、別に定める。

(兼任教員)

第10条 兼任教員は、研究者教員及び実務家教員たる客員教員をもって構成する。

(事務部)

第11条 本大学院に、事務部を置く。

(附置機関)

第12条 法科大学院棟に、法律事務所を置くことができる。

第3章 運営委員会及び教授会

(運営委員会)

第13条 法科大学院に、連絡調整機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(教授会)

第14条 法科大学院に、教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 前項に規定する期間を変更する場合は、その都度公示する。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 本大学の大学記念日 10月30日

(4) 夏期休業 8月上旬から9月下旬まで

(5) 冬期休業 12月下旬から翌年の1月上旬まで

(6) 春期休業 2月中旬から3月下旬まで

2 専修大学学長（以下「学長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第5章 標準修業年限、修了要件、進級要件、在学年数満了退学要件及び在学年限

(標準修業年限)

第18条 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

(修了要件)

第19条 法科大学院の課程修了要件は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有しない者（以下「法学未修者」という。） 3年以上の期間在学し、かつ、106単位以上の単位を修得すること。
- (2) 法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（法科大学院に1年間在学し、かつ、1年次及び2年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目34単位を修得したものとみなされる者をいう。以下「法学既修者」という。） 2年以上の期間在学し、かつ、72単位以上の単位を修得すること（2年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目を除く。）。

(法学未修者の2年次進級の要件)

第19条の2 法学未修者で1年次のものが2年次へ進級するための要件は、次のとおりとする。

- (1) 1年次配当の必修の法律基本科目の全てを履修登録すること。
 - (2) 履修科目の通算GPAが2.00以上であること。
 - (3) 共通到達度確認試験管理委員会が実施する共通到達度確認試験の各科目の成績が、全国の受験者全体の得点分布において上位80パーセント以内であること。
- 2 1年次の法学未修者が前項に規定する進級要件を満たさない場合には、2年次に進級できないこととし、留年とする。この場合において、当該年度の単位修得科目は、選択必修の基礎法学・隣接科目及び選択の実務基礎科目で第38条の規定により合格と認められたものに限るものとし、当該年次に配当されている必修の法律基本科目は、全て再履修しなければならないものとする。

(法学未修者の3年次進級の要件)

第19条の3 法学未修者で2年次のものが3年次へ進級するための要件は、2年次配当の必修の法律基本科目及び実務基礎科目の全てを履修登録し、かつ、1年次及び2年次に履修した科目の通算GPAが2.00以上であることとする。

- 2 2年次の法学未修者が前項に規定する進級要件を満たさない場合には、3年次に進級できないこととし、留年とする。この場合において、当該年度の

単位修得科目は、必修の実務基礎科目、選択必修の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、選択の法律基本科目及び実務基礎科目のうち第38条の規定により合格と認められたものに限るものとし、当該年次に配当されている必修の法律基本科目は、全て再履修しなければならないものとする。

（法学既修者の3年次進級の要件）

第19条の4 法学既修者で2年次のものが3年次へ進級するための要件は、2年次配当の必修の法律基本科目及び実務基礎科目（2年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目を除く。）の全てを履修登録し、かつ、履修科目の通算GPAが2.00以上であることとする。

2 2年次の法学既修者が前項に規定する進級要件を満たさない場合には、3年次に進級できないこととし、留年とする。この場合において、当該年度の単位修得科目は、必修の実務基礎科目、選択必修の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、選択の法律基本科目及び実務基礎科目のうち第38条の規定により合格と認められたものに限るものとし、当該年次に配当されている必修の法律基本科目（2年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目を除く。）は、全て再履修しなければならないものとする。

（修了判定及び進級判定に対する異議申立て）

第19条の5 修了判定及び進級判定に対する異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

（法学未修者及び法学既修者の在学年数満了退学要件）

第19条の6 第19条の2から第19条の4までに規定する留年は、休学期間を除いて、同一年次に2年を超えて留まることができないものとし、これを超えることとなった場合には、その者は、在学年数満了退学とするものとする。

（最長在学年限）

第20条 法科大学院の学生は、第18条で定める標準修業年限の年数（法学既修者、転入学者及び再入学者にあつては、その者の在学すべき年数）の2倍を超えて在学することができない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第21条 前条の規定にかかわらず、学長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができるものとする。

2 前項の規定による長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(3) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第24条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第25条 法科大学院の入学の決定は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる試験の結果その他の事情を考慮し、選考によりこれを行う。

(1) 法学未修者 小論文、面接等の試験の結果並びに幅広い分野における学業成績及び学業以外の活動実績並びに社会人としての活動実績等

(2) 法学既修者 法律科目試験の結果及び本大学院独自の論述試験、面接等の試験結果、幅広い分野における学業成績及び学業以外の活動実績並びに社会人としての活動実績等

(入学手続及び入学許可)

第26条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第7章 教育内容、方法等

(教育内容)

第27条 法科大学院の教育内容は、第3条の目的を達成するため、法曹として備えるべき資質及び能力を育成するとともに、法理論教育を基本としつつ、法制度の実務を執行するための基礎的事項に関する教育を併せて実施するものとし、理論と実務の架け橋となるべきことを強く意識したものとする。

2 法科大学院の授業科目は、前項の理念を実現するため、段階的かつ体系的なものとして編成するものとする。

(授業科目)

第28条 法科大学院の授業科目の種類は、法律基本科目（基礎科目・応用科目）群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群とする。

2 前項の各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、各年次に配当して編成する。

(教育方法)

第29条 教育方法については、少人数教育を基本として、事例研究、討論、調査、現場実習その他の適切な方法により授業を行うものとし、双方向的、多方向的で密度の濃いものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 前項の目的を達成するため、本大学院にファカルティ・ディベロップメント委員会を置く。

3 前項のファカルティ・ディベロップメントに関する事項については、別に定める。

(教育内容の見直しのための組織的な取組)

第30条の2 本大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、本大学院に専修大学法科大学院教育課程連携協議会を置く。

3 専修大学法科大学院教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(履修の要件)

第31条 法科大学院の履修の要件は、別表第1のとおりとする。

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(実務経験等を有する者の展開・先端科目群の取扱い)

第31条の2 入学時に十分な実務経験を有する者であって、本大学院において実務経験を評価した上で適当と認められるものについては、第28条の展開・先端科目群のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて、法律基本科目群を履修することを認めるものとする。

- 2 前項の規定により履修した法律基本科目群の単位を修得した場合は、これを展開・先端科目群の単位数に4単位を超えない範囲で算入することができるものとする。

(単位の計算方法)

第32条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の講義及び演習をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その学修の成果を考慮して単位を定めることができる。

(単位の授与)

第33条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了要件単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 第19条第2号の学生を除き、教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院又は海外の大学院において

履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（本大学院以外での履修の許可）

第36条 本大学院の学生で、第34条に定める他大学院等で授業科目の履修を希望する者は、教授会の許可を得なければならない。

（本大学院以外で履修した科目及び単位の取扱い）

第37条 本大学院以外で修得した科目及び単位の取扱いに関する詳細は、別に定める。

（成績）

第38条 授業科目の試験の成績は、「A」、「B⁺」、「B」、「C⁺」、「C」、「D⁺」、「D」及び「F」の8種の評語をもって表し、「D」以上を合格とする。

- 2 前項の規定による評価方法については、別に定める。

（成績評価に対する異議申立て）

第38条の2 成績評価に対する異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第39条 この章に定めるもののほか、授業科目、配当年次、単位数、履修方法等については、別表第1に定めるところによる。

第8章 休学及び復学、留学、退学及び再入学並びに除籍及び復籍

（休学）

第40条 疾病その他特別の理由により2箇月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第41条 休学期間は、当該年度限りとする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第20条の在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅した場合、又は休学期間が終了した場合は、その者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の始めとする。

(留学)

第43条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第46条に定める在学期間を含めることができる。

3 第34条第2項の規定は、外国の大学院で修得した単位の認定について準用する。

(退学)

第44条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第44条の2 正当な事由により退学した者が再入学を希望するときは、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て再入学することができる。この場合において、単位修得科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

2 再入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 指定された期限までに当該年度の履修すべき授業科目登録を行わない者、その他本大学院で修学する意思がないと認められた者

(2) 指定された期限までに授業料その他の学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(3) 第19条の6に定める在学年数満了退学に該当する者で、退学願を提出しないもの

(4) 第20条に定める在学年限を超えている者

(5) 第41条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍に関する準用規定)

第45条の2 第44条の2第1項の規定は、前条の規定により除籍された者が復

籍を希望する場合について準用する。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第9章 修了及び学位

(修了)

第46条 法科大学院の修了の認定は、法科大学院に3年以上の期間（法学既修者にあつては2年以上の期間）在学した者で、第39条の規定による授業科目及び単位数を修得し、かつ、GPAが2.00以上のものについて、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(学位)

第47条 前条の規定により法科大学院の修了を認定された者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第10章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に値する行為をした者について、教授会及び運営委員会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 本大学院の学則又は諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び運営委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。この場合において退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて欠席している者
- (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第50条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第51条 本大学院の学生以外の者で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

第53条 科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第12章 入学検定料並びに入学金、授業料その他の学費

(学費の額等)

第54条 入学検定料並びに入学金、授業料その他の学費の額は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第55条 入学金、授業料その他の学費は、本大学の定める期間内にそれぞれ納入しなければならない。

2 所定の期日に分納を許可することがある。

(休学の場合の学費)

第56条 休学者の学費は、別に定める。

(納入した授業料等)

第57条 既に納入した授業料その他の学費は、返還しない。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

第58条 実験、実習費等は、必要があるときに徴収することができる。

(科目等履修生等の履修料等)

第59条 科目等履修生及び特別聴講生の履修料については、別に定める。

第13章 奨学生制度

(奨学生制度)

第60条 奨学のため、奨学生制度を設ける。

2 奨学生制度については、別に定める。

第14章 改廃及び細則

(改廃)

第61条 この学則の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(細則その他)

第62条 この学則の施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から改正施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から改正施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第7条の規定にかかわらず、同条の収容定員は、学年進行による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。

(経過措置)

- 2 法科大学院の収容定員は、改正後の第7条の規定にかかわらず、同条の収容定員に達するまで学年進行によるものとする。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から改正施行する。

別表第1（第31条、第39条関係） 省略

別表第2（第54条関係） 省略